

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、取締役会における会社の経営上の意思決定が適確かつ迅速に行われること、その意思決定に基づく事業展開が確実に行われること、及びこの意思決定と業務遂行の過程においてコンプライアンスが堅持されることが、当社及び当社グループ会社(以下「当社グループ」という。)のコーポレート・ガバナンスの要諦と捉えております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

2021年6月の改訂後のコーポレートガバナンス・コードに基づき記載しております。なお、2022年4月以降適用となるプライム市場向けの原則を含んでおります。

##### 【補充原則1-2-4 議決権の電子行使のための環境整備、招集通知の英訳】

機関投資家や海外投資家の当社株式保有比率は、現状、高いとは判断しておりません。このため、招集通知の英訳は現在実施しておりませんが、早い段階で実施することを検討中であります。なお、議決権電子行使プラットフォームについては、2021年6月開催の第118回定時株主総会から利用可能としており、株主の議決権行使の利便性向上に努めております。

##### 【補充原則3-1-2 英語での情報の開示・提供】

当社は、四半期及び通期の決算短信につきましては英語での開示を実施しておりますが、有価証券報告書や招集通知書の英語での開示につきましては、今後の課題と認識しております。また、非財務情報につきましては、当社の状況を総合的に英語で当社ホームページにて開示しております。今後も、海外投資家への有用な情報提供を充実させていく予定です。

##### 【補充原則3-1-3 サステナビリティについての取組みの開示】

当社のサステナビリティについての取組みに関しては、持続的な成長のため、気候変動に係る重要課題(マテリアリティ)の設定に向けて検討を開始いたします。気候変動の影響は年々深刻さが増しており、環境・社会・企業活動にも大きな影響を及ぼすようになっております。気候変動に係るリスクや収益機会がどのように当企業グループに影響を及ぼすかについては、TCFDの考え方に沿った形で、情報開示の拡充に取り組んでまいります。

また、人的資本や知的財産の投資等については、将来を見据えた組織づくりのための人事制度改革として、社員の能力を發揮できる制度・環境の整備に取り組んでまいります。

さらには、知的財産の創出に向け、非財務投資を含めた取組みを開始してまいります。

##### 【補充原則4-1-2 中期経営計画のコミットメント】

中期経営計画につきましては、現在3ヵ年毎に連結中期経営計画を立案し実行中であります。この連結中期経営計画に基づいて各本部及び連結子会社が実行方針及び最重要実行方針を策定しております。最重要実行方針につきましては、四半期毎にその進捗状況を経営戦略本部が纏め、営業総括、管理総括、各本部長・副本部長、各営業本部長に報告し、実行が不十分である場合は、その原因や対応の内容を分析し達成に向け対応策を講じております。その分析結果は次期以降の計画に反映させております。そのため当社では、中期経営計画という形では公表・開示してはおりませんが、今後は株主に対するコミットメントの一つであるとの認識のもと、公表・開示に向け検討しております。

##### 【補充原則4-2-2 サステナビリティを巡る取組みに関する方針の策定・監督】

当社は、サステナビリティを巡る取組みに係る基本方針「SDGsへの取組み」を策定し、公開する準備を進めております。当該基本方針においてマテリアリティ(重要課題)を明示し、重要経営課題と捉えて継続的に取り組んでまいります。基本方針に基づき、全社の事業活動について取締役会が実効的な監督を行なってまいります。また、人的資本、知的財産への投資については、進捗状況を取締役会報告の重点項目として実効性のある監督が機能するよう努めてまいります。

##### 【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は広範な産業分野に対して事業を行っており、取締役については、適切な意思決定、経営監督を実行するため社内及び社外より豊富な経験や高い見識、専門分野での知識を持つ者を選任しております。しかしながら、現在、女性や外国籍の取締役は選任されておらず、ジェンダーや国際性における多様性については十分とは言い切れないことから、今後も多様性の確保という観点に重きを置いた取締役候補者の選定に努めてまいります。

監査役につきましては、当社業務に関し適切な経験・能力を有し、財務・会計に関しても十分な知見を有する者が選任されており、社外監査役についても財務・会計・法務に関する十分な知見を有している者が選任されております。

また、取締役会において取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を毎年行っており、その機能の向上に努めております。

##### 【補充原則4-11-1 取締役会全体のバランス、多様性、規模に関する考え方】

当社の取締役は、定員を12名以内と定め、そのうち、2名を独立社外取締役としております。現在の状況は、独立社外取締役2名を含み、取締役は合計で6名であります。

なお、取締役会に付議される議案を様々な観点から公正に審議できるように、社内取締役は、当社の複数の部門から豊富な経験と高い見識を持ち、強いリーダーシップや高度な専門性を有する者から選任しております。特に昨今のデジタルシフトやサイバーセキュリティ等の新たなリスクへの対応にあたり、この分野に精通した取締役も選任しております。また、社外取締役は、会社経営における豊富な経験と知見を有しており、当社及び当社の社内取締役と特別な利害関係がなく、客観的かつ専門的な視点を有する者から選任しております。

当社においては、外国人取締役や女性取締役の選任は未定ではありますが、ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させるこ

とが重要と考えております。この考え方の下に、女性執行役員を選任しております。一方、海外子会社においては、取締役会の役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を持ち、ジェンダーや国際性の面を含む多様性の面から、外国人取締役や外国人女性取締役を選任しており、グローバルに取締役会の実効性確保に努めております。

なお、取締役のスキル・マトリックスにつきましては、早期の開示に向けて検討を行ってまいります。

#### 【原則5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社では、3カ年毎に中期経営計画を策定しております。計画に盛り込む内容は、その時々々の経営課題や方向性により変化しますが、売上高、営業利益等の計数目標とともに、経営戦略を掲げております。この中ではROEを10%以上確保することを掲げ、目標とする経営指標の一つとしておりますが、これは、自社の資本コストを把握し、この資本コストを上回るための水準と考えているためです。連結業績の実績、次年度の連結業績予想については、決算短信等に記載し、出来るだけ分かりやすい言葉で、株主に説明しております。これらの公表・開示につきましては、今後検討を行ってまいります。

#### 【補充原則5 - 2 - 1 経営戦略等の策定・公表】

事業ポートフォリオを含めた連結中期経営計画は、事業環境、業績の推移や資本コスト、その時々々の社会情勢・経済情勢を踏まえて適宜見直し、変更が生じたときには、株主総会や決算説明会等において説明をしております。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1 - 4 政策保有株式】

当社の業務形態の性格上、重要な客先や仕入先、金融機関等の利害関係者とは特に緊密で対等な関係を構築した上でお取引させていただくことが不可欠であります。このための手段の一つとして、当社は投資目的の株式を保有しております。この保有の目的は、業務提携に関するもの、保有先との取引の維持・強化のため等のものであり、客先においては、当社の商品提案や商品採用に係る足がかりとなり、仕入先においては協業関係の強化の一端とするものであります。これらは、いずれも長期的な視点で保有先との関係継続をするためのものであります。従って、保有先との信頼関係の醸成が必要かつ可能であり、取引の経済合理性があると判断した場合において、これらの株式を保有する方針としております。なお、これらの目的が極度に縮小したり、消失する場合には、当該株式は処分することになります。また、個別銘柄ごとにかかる買い増しや処分の要否は、担当取締役による検討を経て、取締役会で審議しております。

#### 【議決権の行使についての基準】

当社の保有する政策株式の議決権行使については、議決権行使書にて賛否するにあたり、まず管理担当である財経部が、

- 1 保有先の経営状態・財務状況に問題は生じていないか
- 2 リスクやリターンはどの程度のものか

を確認した上で、財経担当役員が決裁し、議決権行使書を返送することにしております。

#### 【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会へあらかじめ、取引の重要性やその性質に応じ議案を提出できるように社内手続きを定めております。

特に、当企業グループにおいては重要な仕入先として、株式会社橋本チエイン及びそのグループ会社があります。株式会社橋本チエインは、当社の筆頭株主でもある関連当事者であります。同グループの製品は当社グループの事業戦略展開上の重要なコアの一つでもあり、従来から販売のみならず、商品開発面及び相互間の業務処理の効率化といった面から継続的な協力・協働を進めております。

これらの取引については、他の仕入先と同様の価格交渉・価格決定プロセスを経ており、会社や株主共同の利益を害することのないような業務フローを確立しております。従って、価格その他の取引条件は市場価格を勘案した一般取引と同様の条件を設定しております。

以上につきましては、有価証券報告書の【関連当事者情報】にも記載しておりますので、ご参照ください。

#### 【補充原則2 - 4 - 1 人材の多様性確保に向けた方針・実施状況の開示】

##### 1 多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標、その状況

##### 【女性の管理職の登用】

まずは将来の管理職候補となる対象者を増やすために女性の新規採用に力を入れております。また現在は執行役員1名、管理職2名と少数ですが、社内ローテーション等を通じ、女性が働き続けやすい職場に配属し育成していくことで女性管理職の増大に努めています。

##### 【外国人の管理職への登用】

グローバル化にともない外国人の採用は不可欠と考えております。現在11名の外国人が在籍しておりますが、内2名は現地法人の責任者として活躍しております。今後とも必要に応じ鋭意管理職として登用してまいります。

##### 【中途採用者の管理職への登用】

変化の激しい市場に対応するためには内部人材だけでは難しく、外部人材が持つスキルは必要不可欠となっております。当社は中途採用を毎年実施しており、現在では、課長級の約10%が中途採用者となっております。また、今後とも必要に応じ、外部人材の採用、登用を進めてまいります。

##### 2 多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針、その状況

##### 【人材育成方針】

海外法人へのトレーニー制度、平行して海外法人からのトレーニーの受け入れを通じ、異文化に触れることにより価値観の多様性を実際に体験させています。また、管理職登用に向けた階層別研修をはじめカフェテリア方式によるスキルアップ研修を段階的・継続的に実施し、女性・外国人・中途採用者の隔てなく、必要な者が必要な研修を受けることができる研修体制を構築しています。

##### 【社内環境整備方針】

労働の価値観が多様化する中で、ワークライフバランスの向上を目指し、法の基準を超えた子供一人最大3年間の育児休業制度、育児・介護のための在宅勤務制度や短時間勤務制度、また本人の家庭事情による地域限定勤務制度など、特に女性が働き続けやすい施策を導入・実施しております。

#### 【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の退職給付制度は、従業員の資格・勤続年数等を基礎としたポイント制度を採用しており、退職金総額の約半額相当分を入社時からの確定拠出年金(DC)制度とし、残金については確定金額を給付するため、引当金を計上して一括払する制度の複合型の制度としております。

従って、企業年金部分のアセットオーナーは、従業員各人であり、当社は、従業員各人への年金運用教育を定期的の実施しております。この教育については、講師を委託先の信託銀行の運用担当者等に依頼しており、この中において、運用資産別や運用期間別のリスク・リターンについての詳細が講義され、従業員各人にアセットオーナーであることの意識付けをしております。なお、各人の資産運用に関する総合的な管理は、人事

部門が担当しており、事務局には人事部門の部門長等適切な資質を持った人材を配置しております。

#### 【原則3 - 1 情報開示の充実】

当社における開示事項は、それぞれの項目について下記の通りであります。

##### 1 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念や経営戦略、中長期の経営指標等を、株主総会招集通知の添付書類や当社ホームページ、有価証券報告書等にて開示しております。

##### 2 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、コーポレートガバナンス報告書(東京証券取引所ウェブサイト)や当社ホームページ、有価証券報告書等にて開示しております。

##### 3 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

報酬等については、その客観性が確保され、各人の役割と責任に値する報酬額となるようにしております。これらに基づき、役員報酬等の決定につきましては、取締役及び監査役を区別し、年額の報酬限度額について株主総会で決議することとしております。

また、取締役で執行役員を兼務する者の報酬額については、取締役部分と執行役員部分に分離せず、取締役報酬のみとして扱うこととし、報酬額を制限しております。

この方針のもと、社外取締役を除く取締役及び取締役を兼務しない執行役員(以下、取締役等)に対する報酬は、「基本報酬」、「業績連動報酬(短期インセンティブ報酬)」及び「株式報酬(中長期インセンティブ報酬)」で構成しております。これらの割合につきましては、基本報酬60%、業績連動報酬30%、株式報酬10%を目安としております。

また、報酬等の金額については、取締役会にて決定しております。決定に際しては、取締役等の報酬水準については任意の指名・報酬委員会の答申を受けております。なお、これらの報酬については、役職・経験年数・実績及び会社業績・世間水準・従業員の水準等を勘案して決定しております。

##### 4 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

###### (1) 取締役候補者の選任

当社の取締役は、適切な意思決定・経営監督の実現を図るため、社内及び社外から、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者から複数選任することとしております。具体的には、社内の取締役は経営業務執行の責任者である会長・社長の他、全社経営を担う執行役員、コンプライアンスを担当する執行役員などの中から指名し、また、社外取締役は企業経営者としての豊富な経験及び社会・経済動向等に関する高い見識に基づく、客観的かつ専門的な視点を有する者から選任することとしております。選任にあたっては、任意に設置した指名・報酬委員会にて候補者についての審議が行われ、その答申を反映するというプロセスを経た後、取締役会にて決定しております。

なお、取締役の任期は1年とし、毎年、株主総会決議による選任の対象としております。

###### (2) 監査役候補者の選任

当社の監査役は、監査を通じて会社の健全な経営発展と社会的信頼の向上を実現するため、社内及び社外から監査に必要となる豊富な経験と高度な専門性を有する者から監査役会の同意を経て、複数選任することとしております。具体的には、社内の監査役は、会社経営や財務・会計・リスク管理その他の知識・経験を持つ者から選任し、また、社外監査役は、様々な分野に関する豊富な知識や経験を有する者から選任することとしており、株主総会決議による選任の対象であります。

また、監査役に欠員が生じた場合に備え、補欠監査役を1名選任し、毎回、株主総会決議により選任しております。

###### (3) 経営陣幹部の選任

当社の経営陣幹部である執行役員は、担当部門の業務執行の責任者として必要な資質・能力・経験を有する者から選任することとしており、任意に設置した指名・報酬委員会にて候補者についての審議が行われ、その答申を反映するというプロセスを経た後、取締役会にて決定することとしております。

###### (4) 取締役および監査役(社外役員を含む)の解任

当社の取締役あるいは監査役として求められる能力・資質・経験・価値観に疑義が認められるなど、各選定基準を満たさなくなった場合には、解任すべき理由を明らかにしたうえで、任意の指名・報酬委員会に諮問し、その答申を反映したうえで、取締役会にて協議を行い、解任すべき正当な理由があると取締役会が判断した場合には、法令に従い、株主総会に解任議案を上げ、その決議をもって解任いたします。

また、執行役員などのその他経営陣幹部を解任する場合は、取締役会に議案を上げ、その決議をもって解任することとしております。

##### 5 取締役会が上記4を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社では、経営陣幹部の選解任について取締役会で決議した際には、速やかにIRニュースとして開示しております。また、取締役候補及び監査役候補の個々の選解任・指名の理由については、株主総会招集通知の参考資料において、開示しております。

#### 【補充原則3 - 1 - 3 サステナビリティについての取組みの開示】

当社のサステナビリティについての取組みに関しては、持続的な成長のため、気候変動に係る重要課題(マテリアリティ)の設定に向けて検討を開始いたします。気候変動の影響は年々深刻さが増しており、環境・社会・企業活動にも大きな影響を及ぼすようになっております。気候変動に係るリスクや収益機会がどのように当企業グループに影響を及ぼすかについては、TCFDの考え方に沿った形で、情報開示の拡充に取り組んでまいります。

また、人的資本や知的財産の投資等については、将来を見据えた組織づくりのための人事制度改革として、社員の能力を發揮できる制度・環境の整備に取り組んでまいります。

さらには、知的財産の創出に向け、非財務投資を含めた取組みを開始してまいります。

#### 【補充原則4 - 1 - 1 経営陣への委任範囲の明確化と概要の開示】

取締役会は原則として毎月開催し、法令・定款・取締役会規則等に則り経営方針・経営戦略その他重要事項の決定を行っております。また、業務執行の監督機関でもあります。

当社経営陣の業務執行機関である執行役員会は、取締役会からの委任に基づき、主に下記の付議事項について協議決定することとしております。

##### (主な付議事項)

1. 経営方針に関する事項
2. 経営方針に基づく経営戦略に関する事項
3. 中期経営計画の立案、編成及び各部門におけるこれの設定と業績の評価
4. 年度目標の設定と計画の立案、編成及び各部門におけるこれの設定と業績の評価



5. 上記各項の進捗状況の把握と統制及び必要に応じての見直し
6. 組織・管理制度の制定、改廃

上記付議事項の中、取締役会の決議を必要とする事項については、当執行役員会の意見を付し、取締役会に移行することとしております。

#### 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、現在、独立社外取締役を2名選任し経営の監督機能を担い、さまざまな助言を得ております。独立社外取締役が独立性を有することの条件として、当該独立社外取締役が以下のいずれにも該当することがなく、当社の経営陣から独立した中立の存在であると考えております。

1. 当社及び当社の関係会社(当社グループ)の業務執行者
2. 当社グループを主要な取引先とするもの、またはその業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先、またはその業務執行者
4. 当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者)となっている者の業務執行者
5. 当社グループが大口出資者(総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者)となっている者の業務執行者
6. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
7. 過去10年間に於いて、上記1に該当していた者
8. 過去1年間に於いて、上記2から6までに該当していた者

当社は、上記の基準に照らし、独立社外取締役について、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

#### 【補充原則4-10-1 指名・報酬に関する委員会の関与・助言】

当社は、監査役会設置会社であり、現在のところ、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していませんが、取締役会の下に任意の指名・報酬委員会を設置しております。当委員会は、独立社外取締役2名に加え、当社の代表取締役1名で構成されており、委員長は当委員会の決議により、独立社外取締役の中から選定しております。また、必要に応じ当委員以外の者を委員会に出席させ、その意見または説明を求める権限を有し、取締役の指名・報酬・後継者計画について審議し、取締役会に答申する役割を担っております。取締役会は、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討にあたり、ジェンダー等の多様性やスキルの観点も含め、当委員会からの答申に基づき審議を行うことにより、高い公正性と透明性を確保しております。

#### 【補充原則4-11-1 取締役会全体のバランス、多様性、規模に関する考え方】

当社の取締役は、定員を12名以内と定め、そのうち、2名を独立社外取締役としております。現在の状況は、独立社外取締役2名を含み、取締役は合計で6名であります。

なお、取締役会に付議される議案を様々な観点から公正に審議できるように、社内取締役は、当社の複数の部門から豊富な経験と高い見識を持ち、強いリーダーシップや高度な専門性を有する者から選任しております。特に昨今のデジタルシフトやサイバーセキュリティ等の新たなリスクへの対応にあたり、この分野に精通した取締役も選任しております。また、社外取締役は、会社経営における豊富な経験と知見を有しており、当社及び当社の社内取締役と特別な利害関係がなく、客観的かつ専門的な視点を有する者から選任しております。

当社においては、外国人取締役や女性取締役の選任は未定ではありますが、ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させることが重要と考えております。この考え方の下に、女性執行役員を選任しております。一方、海外子会社においては、取締役会の役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を持ち、ジェンダーや国際性の面を含む多様性の面から、外国人取締役や外国人女性取締役を選任しており、グローバルに取締役会の実効性確保に努めております。

なお、取締役のスキル・マトリックスにつきましては、早期の開示に向けて検討を行ってまいります。

#### 【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

当社取締役、監査役の兼任状況は、事業報告・株主総会参考資料・有価証券報告書等に毎年開示しており、その数は合理的な範囲にとどめられております。

#### 【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社の取締役会は、定例的に会合を持ち、自己評価を取締役全員で行い、会社の運営などについての協議をしながら取締役会の実効性の分析や機能向上に努めております。

2020年度を対象とした評価結果の概要は以下の通りです。

取締役および監査役を対象として、アンケート形式により取締役会全体の実効性に関する分析・評価を行った結果、当社の取締役会の実効性は総じて確保されております。取締役会の構成や運営方法、取締役会における議論の状況等は概ね適切であると認識しております。また、取締役会審議活性化のための事前説明、社外役員への情報提供・共有の更なる充実を図ってまいります。

上記の評価結果を踏まえ、当社は業務執行の効率や機動性を更に高めるとともに、取締役会による監督を一層充実させるなど、引き続き取締役会の実効性の向上に向けた改善に取り組んでまいります。

#### 【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング方針の開示】

当社は、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役の就任の際には、株主から負託された取締役・監査役に求められる役割と法的責任を果たすため、会社の事業・財務・組織等の内部環境、及び会社を取り巻く外部環境に関する必要な知識を取得することを求めています。就任後についても必要に応じてこれらの知識を継続的に更新するトレーニングを行い、その一部には、取締役や監査役向けの外部セミナー等に参加させることなども含まれており、会社の事業・財務等の分野に必要な知識を随時取得・更新させております。

また、上記のトレーニングについては執行役員も対象とするほか、次世代の経営層育成を目的として、外部の専門家と連携した教育プログラムを適宜実施し、経営マインドやリーダーシップの醸成も図っております。

#### 【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社はIRの問い合わせ窓口として広報室を設置するとともに、経営戦略本部、経理部と緊密な連携を取りながら、株主や投資家の要望に応じて可能な限り面談を実施し、株主との建設的な対話を持つ機会を設けております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社 椿本チエイン	671,387	10.62
太陽生命保険株式会社	573,805	9.07
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	432,400	6.84
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB (常任代理人 BofA証券株式会社)	424,000	6.70
株式会社 三井住友銀行	284,716	4.50
三井住友信託銀行株式会社	282,200	4.46
株式会社 三菱UFJ銀行	280,000	4.43
光通信株式会社	241,000	3.81
株式会社 日本カストディ銀行	209,500	3.31
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	177,100	2.80

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- ・上記は2021年9月30日現在の状況です。
- ・上記のほか、当社保有の自己株式173,621株があります。この自己株式には、役員株式交付信託が保有する当社株式63,600株を含めておりません。
- ・日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数は、信託業務に係る株式であります。
- ・株式会社日本カストディ銀行の所有株式数には、信託業務に係る株式(145,900株)、役員株式交付信託の信託財産として保有する当社株式(63,600株)が含まれております。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
新 健一	他の会社の出身者													
二宮 秀樹	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

新 健一	<p>&lt; 略歴 &gt;  2008年3月 株式会社エムジー・アタラシ  (現 株式会社新工務所)代表取締役社長 (現在)</p> <p>2011年6月 当社取締役(現在)</p>	<p>当該取締役は、左記の経歴により、会社経営における豊富な経験や知見を有しており、客観的な視点から当社取締役会の意思決定および取締役の職務執行の監督など、就任以来、社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただいております。</p> <p>又、当社の基準に照らし、かつ一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員に選任したものであります。</p> <p>なお、当該取締役は以下のいずれにも該当していません。</p> <p>a. 当社の取引先又はその出身者  b. 社外役員の相互就任の関係にある先の出身者  c. 当社が寄付を行っている先又はその出身者</p> <p>また、当社は当該取締役との間で、責任限定契約を締結しております。</p>
二宮 秀樹	<p>&lt; 略歴 &gt;  2000年7月 早駒運輸株式会社 代表取締役専務 (現在)</p> <p>2016年6月 当社取締役(現在)</p>	<p>当該取締役は、左記の経歴により、会社経営における豊富な経験や知見を有しており、客観的な視点から当社取締役会の意思決定および取締役の職務執行の監督など就任以来、社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただいております。</p> <p>又、当社の基準に照らし、かつ一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員に選任したものであります。</p> <p>なお、当該取締役は以下のいずれにも該当していません。</p> <p>a. 当社の取引先又はその出身者  b. 社外役員の相互就任の関係にある先の出身者  c. 当社が寄付を行っている先又はその出身者</p> <p>また、当社は当該取締役との間で、責任限定契約を締結しております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

指名委員会等設置会社における指名委員会及び報酬委員会と同様の機能を果たす機関として、任意の指名・報酬委員会を設置しております。このうち、指名委員会に相当する機能は、取締役の新任及び再任の際に、その適正さについて事前に審査を行い、取締役会に意見答申をしますのであります。2021年6月に開催される株主総会議案に提出された取締役候補者並びに委任型執行役員の陣容は妥当であるとの答申が、2021年5月に開催された取締役会に報告されております。

報酬委員会に相当する機能は、取締役及び委任型執行役員の報酬制度や報酬水準について審査いたします。119期からの報酬制度や報酬水準は妥当であるとの答申が、2021年6月に開催された取締役会に報告されております。

指名・報酬委員会の構成

委員長 社外取締役 二宮 秀樹  
委員 社外取締役 新 健一  
委員 代表取締役 椿本 哲也

**【監査役関係】**

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

**監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況**

会計監査人につきましては、有限責任 あずさ監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について監査契約を締結しております。当社では内部監査を内部監査部門が受け持っております。当報告書提出日現在の人員は13名であります。内部監査部門は監査役及び管理部門と連携して、社内各部門及び子会社の業務遂行状況の点検等を行っております。このうち内部監査室は年間計画に基づき定例監査を中心に実施し、コンプライアンス委員会は法務・審査業務を通じてコンプライアンス遵守状況の点検等を行っております。内部監査の結果は内部監査部門からリスクマネジメント委員会に報告するとともに、監査役へ適宜報告しております。また、監査役と内部監査部門で定例会議を開催することで、法令違反の有無・リスクの有無その他について情報共有を図り、内部監査の実効性を高めております。当企業グループの財務報告に係る内部統制の評価については、内部統制委員会の指示・承認の下、内部監査室が実施しております。内部監査室は、評価の結果や内部統制システムの問題点等を内部統制委員会へ報告するとともに監査役にも連絡しております。このように、当企業グループの内部統制が有効に機能するように、該当各部門が互いに連携しております。

監査役と会計監査人との連携状況につきましては、定期的に連絡会を開催し、監査計画及び監査結果、監査環境等について相互の意見交換等により情報の共有を図り、会社法監査の充実に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

**会社との関係(1)**

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小林 均	他の会社の出身者													
山本直道	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

**会社との関係(2) 更新**

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------



小林 均	<p>&lt;略歴&gt;  2004年4月 株式会社椿本チエイン 経営企画センター 財務部長  2011年4月 同社 本社部門本部 法務・総務部長 兼 CSR推進室長  2012年6月 同社 執行役員 経営企画センター 財務部長  2015年6月 同社 監査役(常勤)  2019年6月 同社 顧問  2020年6月 当社監査役(現在)</p>	<p>当該監査役は、左記の経歴により、当社のビジネスモデルに幅広い知見を有しており、また、豊富な財務知識を有し、同社の監査役も務められ、経営全般の監視等の職務を遂行いただけると判断したため、2020年6月に当社株主総会において社外監査役に選任されております。</p>
山本直道	<p>&lt;略歴&gt;  1996年1月 日本公認会計士協会 公認会計士登録  2001年10月 第二東京弁護士会 弁護士登録  東京青山・青木法律事務所(現 ベーカーアンドマッケンジー法律事務所)入所  2012年5月 山本直道法律事務所開設 代表弁護士(現在)  山本直道公認会計士事務所開設 代表(現在)  2016年6月 当社監査役(現在)</p>	<p>当該監査役は、左記の経歴により、弁護士および公認会計士として培われた専門的な知識と見識を有しており、独立した中立の立場から監査意見を表明していただけることを期待して、2016年6月に当社株主総会において社外監査役に選任されております。</p>

### 【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
その他独立役員に関する事項	

当社では、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。  
なお、当社では、社外取締役が独立性を有することの条件として、当該社外取締役が以下のいずれにも該当することがなく、当社の経営陣から独立した中立の存在であることと考えております。

1. 当社グループの業務執行者
2. 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
4. 当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)となっているものの業務執行者
5. 当社グループが大口出資者(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)となっている者の業務執行者
6. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
7. 過去1年間に於いて、上記1から6までに該当していた者

当社は、上記の基準に照らし、社外取締役について、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出ております。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他
該当項目に関する補足説明	

当社の取締役に対するインセンティブ報酬は、短期インセンティブ報酬として「業績連動報酬」と中長期インセンティブ報酬として「株式報酬」で構成されております。  
取締役報酬の内容の決定に関しましては、次項【取締役報酬関係】に記載の通りであります。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

役員ごとの連結報酬額等の総額は、1億円以上である者は存在しませんので、記載しておりません。

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等については、その客観性が確保され、各人の役割と責任に値する報酬額となるようにしております。これらに基づき、役員の報酬等の決定につきましては、取締役及び監査役を区別し、年額の報酬限度額について株主総会で決議することとしております。

また、取締役で執行役員を兼務する者の報酬額については、取締役部分と執行役員部分に分離せず、取締役報酬のみとして扱うこととし、報酬額を制限しております。

この方針のもと、社外取締役を除く取締役及び取締役を兼務しない執行役員(以下、取締役等)に対する報酬は、「基本報酬」、「業績連動報酬(短期インセンティブ報酬)」及び「株式報酬(中長期インセンティブ報酬)」で構成しております。これらの割合につきましては、基本報酬60%、業績連動報酬30%、株式報酬10%を目安としております。

また、役員の報酬等の金額については、取締役会にて決定しております。決定に際しては、取締役等の報酬水準については任意の指名・報酬委員会の答申を受けております。なお、これらの報酬については、役職・経験年数・実績及び会社業績・世間水準・従業員の水準等を勘案して決定しております。

当社の取締役等及び監査役の報酬は下記の通りであります。

## (A)基本報酬

取締役等及び監査役としての役割と役位に応じて金額を決定し、月額固定報酬として支給いたします。なお、社外取締役の報酬は、月額固定報酬のみとしております。

監査役の報酬については、月額固定報酬のみとしております。報酬水準については監査役会にて決定しております。

## (B)業績連動報酬(短期インセンティブ報酬)

当社の業績連動報酬に係る指標は、期末における連結経常利益の計上額であります。これが10億円未満である場合は業績連動報酬を支給いたしません。

また、当該指標を選択した理由については、連結経常利益は当企業グループの業績を反映したものであり、株主総会で報告されていること、業績の目標値として社外公表しており、経営目標達成度がステークホルダーにもわかりやすいこと、決算時に簡単にかつ正確に測定でき、恣意性を排除できること等であります。

なお、各取締役等への業績連動報酬の支給については、任意に設置した指名・報酬委員会において、独立社外取締役の全員が賛成し、取締役会はその旨の答申を得ております。

具体的な算定方法については有価証券報告書をご参照下さい。( <http://www.tsubaki.co.jp/ir/securities.htm> )

## (C)株式報酬(中長期インセンティブ報酬)

本制度は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした株式報酬制度であります。

当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下、本信託)が当社株式を取得し、当社が各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付されます。

本制度においては、2021年3月31日で終了する事業年度から2023年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度(以下、対象期間)の間に在任する当社取締役等(ただし、当社の取締役会の決定により対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長した場合、当該延長した対象期間の間に在任する当社取締役等を含みます。)に対して当社株式が交付されます。なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、取締役等の退任時であります。

本制度の要点は次のとおりであります。

1. 本制度の対象者:取締役(社外取締役を除きます。 )及び取締役を兼務しない委任型執行役員
2. 当初対象期間:3事業年度(2020年度~2022年度)
3. 当初株式の取得方法:取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法
4. 本制度の対象者に付与されるポイント数の上限:1事業年度当たり60,000ポイント(うち取締役分30,000ポイント、うち委任型執行役員分30,000ポイント)
5. ポイント付与基準:役位に応じて定まる数のポイントを付与
6. 本制度の対象者に対する当社株式等の給付時期:退任時

その他詳細については有価証券報告書をご参照下さい。( <http://www.tsubaki.co.jp/ir/securities.htm> )

当社の報酬決定手続は下記の通りであります。

- ( )当社は、コーポレートガバナンスの一層の充実を図るため、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会を設置しております。
- ( )指名・報酬委員会は、当社の役員報酬体系等に関して、取締役会から諮問を受けて、その適切性等について検討し、答申を行います。
- ( )指名・報酬委員会は、その委員を独立社外取締役、代表取締役会長で構成し、事務局は人事担当取締役としております。
- ( )取締役会は、指名・報酬委員会の答申を得て、取締役等の報酬の決定を行います。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役をサポートする専従スタッフは置いておりませんが、経営戦略本部等のスタッフが、必要に応じて対応することになっており、各スタッフ及び監査役会等を通じて、社外取締役及び社外監査役も他の役員と同様の情報伝達が行われております。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
楢本 照夫	名誉顧問	元経営者として、当社経営陣への助言を行う。経営の関与は無い。	非常勤	2004/06/29	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

## その他の事項

- ・代表取締役経験者を相談役、または名誉顧問とする場合があります。
- ・相談役・名誉顧問の業務内容は、「代表取締役から経営活動についての相談に応じる」と定められており、当社の業務執行・意思決定には一切関与していません。
- ・相談役・名誉顧問制度(業務内容・報酬・任期等)については、当社取締役会にて内容が検討され、決議されております。
- ・相談役・名誉顧問は、必要に応じて、非常勤にて代表取締役から経営活動についての相談に応じるものとしており、その職務に見合った報酬を支給しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社およびグループ経営の基本方針および法令・定款で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関として、取締役会があります。取締役会は、2020年度は13回開催され、社内取締役の平均出席率は100%であり、社外取締役は96.2%、監査役は98.0%でありました。

当社は、監査役制度を採用しており、業務執行、監視・内部統制等の仕組みは別添ガバナンス体制図の通りとし、監督と執行の分離の体制として、「取締役会」、「監査役会」、「経営会議」、「執行役員会」を設置しております。「経営会議」は、代表取締役の意思決定の諮問機関であり、社内取締役が構成メンバーであります。主な機能として、代表取締役が決定する重要方針、施策について経営トップ層間の意思統一と周知徹底をはかるものであります。また、執行役員は業務執行に関して経営の一翼を担う者として位置付けており、業務執行にかかる責任と権限を委譲しておりますので、「執行役員会」を定期的開催し、執行役員の業務執行の状況を報告・審議する体制としております。一方「内部統制委員会」、「リスクマネジメント委員会」を設置し、金融商品取引法に基づく内部統制システムの面及びコンプライアンス、事業リスク等の面から、それぞれ代表取締役の業務執行をサポートする体制としております。指名委員会等設置会社における指名委員会及び報酬委員会と同様の機能を果たす機関として、任意の指名・報酬委員会を設置いたしました。この委員会は、独立役員である社外取締役2名に加え、当社の代表取締役1名で構成されております。また、事務局として人事担当の取締役1名が同席しております。同委員会の指名委員会に相当する機能は、取締役(代表取締役を含む)の新任及び再任の際に、その適正さにつき事前に審査を行い、取締役会に意見答申をするものであります。同委員会の報酬委員会に相当する機能は、取締役及び執行役員の報酬制度や報酬水準について意見を求められ、審査をするものであります。審査後、速やかに取締役会に審査結果を答申することになっております。

2021年6月の定時株主総会後の当社の経営体制は、社外取締役2名を含む取締役6名、社外監査役2名を含む監査役4名、取締役兼務者2名を含む執行役員15名となっております。社外取締役2名及び社外監査役2名は、それぞれ経営陣から独立した中立性を保っております。

なお、当社は各社外取締役および各監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が限定する額としております。

また、子会社に対する企業統治については、子会社の監査役を当社財務部門のスタッフが兼務しており、定期的に当社監査役に子会社の監査概況を報告しております。これに加え必要である場合は、当社監査役が直接に子会社を調査しております。これにより当社グループ全体での監査体制の実効性を高めております。

監査の状況といたしましては、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を結んでおり、2021年3月期においては、指定社員 業務執行社員公認会計士 梅田 佳成氏と同 西 芳範氏(いずれも監査継続年数は7年以内)が担当しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者として、公認会計士、及びその他が関わっております。

監査法人の選定・再任・解任に関する方針は以下の通りとしております。

- ・選定方針につきましては、会計監査人の適格性、独立性に留意し判断することとしております。
- ・再任の方針につきましては、会計監査人の適格性、独立性および職務の遂行状況等に留意し、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、每期監査人の評価を行うこと、としております。
- ・解任または不再任の決定の方針につきましては、以下の通りとしております。
  - a)会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。
  - b)每期実施する監査役会による監査人の評価を経て、解任又は不再任が妥当と判断した場合、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出し審議をはかることとしております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役設置会社においては、客観的な立場からの経営監視の役割を社外監査役を含めた監査役が担っており、当社においても監査役による経営監視機能は十分に機能しております。

社外監査役2名を含む4名の監査役は監査役会で定めた監査の方針、監査業務分担等に従い、取締役会、各種委員会への出席、取締役や執行役員からの職務の執行状況についての報告の聴取等により厳正な監査を実施しております。また、内部監査部門及び会計監査人とも密接な関係を図っております。

役員制度につきましては、広範な事業領域において事業活動を行っている当社の企業統治の充実・強化に寄与する人員で構成することが重要であると考えており、社外取締役の起用もその観点から2名起用しているものであります。

以上のように、監査役設置会社としての現体制を基礎として、継続的に企業統治の体制の向上を図ることでその機能を充実できると考えております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、定時株主総会開催日の概ね3週間前の発送を基本としております。なお、2021年6月29日開催の定時株主総会の招集通知発送に先駆け、同年6月4日に株式会社東京証券取引所のTDnet及び当社ホームページにて招集通知を開示いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2021年定時株主総会より、電磁的方法により議決権行使を開始しました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2021年定時株主総会より、株式会社ICJ(インベスター・コミュニケーションズ・ジャパン)が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を開始しました。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社は、当社ホームページ(<a href="http://www.tsubaki.co.jp/ir/main.htm">http://www.tsubaki.co.jp/ir/main.htm</a>)に、招集通知等の掲載を行っております。</li> <li>・当社は、株主総会開催に当たり、株主様の利便性に配慮した会場選定やインターネット等による議決権行使をいただけるよう努めております。</li> <li>・株主総会における事業報告等においてはビジュアル化を進め、出席株主様にわかりやすい説明に努めております。</li> </ul>

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	会社法、金融商品取引法、株式会社東京証券取引所の定める規則、その他会社情報の開示に関する法令・規則等を遵守し、これらに従って情報を迅速に開示することをポリシーとしております。	
IR資料のホームページ掲載	決算短信・四半期情報、有価証券報告書、四半期報告書、招集通知等、決算公告、業績の推移、株式の状況などを掲載しております。株主通信については、代表者自身が業績の状況につきコメントを加えております。また、適時開示資料についても、適時開示後すみやかに掲載することに努めております。当社ホームページ; <a href="http://www.tsubaki.co.jp/ir/main.htm">http://www.tsubaki.co.jp/ir/main.htm</a>	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報室が中心となりアナリスト・機関投資家向け広報を行っております。また、株主の皆様への対応を人事総務部が、財務会計に関しては経理部が中心になり、IR活動を補佐しております。	
その他	毎年6月および12月に、株主通信を株主の皆様へ発送致しております。毎四半期決算発表日に、決算補足説明資料を決算短信とともに開示しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、社是の中で「社業を通じて、社会に貢献することをモットーとする。」と謳い、また「ミッション・ステートメント」において、社会に対する公正さを堅持し、地球環境の保全等社会の要請への積極的対応により企業の社会的責任を果たし、株主、投資家の方々だけでなく当社に関わるステークホルダー全般の立場の尊重を定めております。さらに企業倫理規定の中にもステークホルダーの立場の尊重について定め、役職員に徹底しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社法、金融商品取引法、各種法令及び当社がその株式を上場する株式会社東京証券取引所の定める規則を遵守し、「有価証券上場規程」に該当する情報を迅速に開示することにより、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーに適時・正確・公平に情報を開示するという方針であります。これらの方針は、「内部者取引の規制及び内部情報の管理に関する規則」や「情報保護管理規則」により規定され、運用されております。



## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### < 基本的な考え方 >

当社が、企業の社会的責任、ステークホルダーの立場の尊重等を踏まえた経営の基本方針に基づき、経営戦略や事業目的を実現していくための企業統治の中で、「コンプライアンスと効率的な業務執行を確保する体制を構築し、それを検証しながら問題点を早期に把握し、それを迅速に是正していくこと」が内部統制システムの基本だと考えております。

それを踏まえ、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制ならびに当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

#### < 業務の適正を確保する為の体制 >

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について、

- a) 企業倫理規定、コンプライアンス規定をはじめとするコンプライアンス体制に係る規定を当社グループ(当社および当社グループ会社)の取締役および従業員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。
- b) 当社は、コンプライアンス担当取締役を任命し、その所管するコンプライアンス委員会において、コンプライアンスの取り組みをグループ横断的に統括します。
- c) 当社の代表取締役社長の下に内部監査部門(リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会および内部監査室)を設置し、当社グループの各部門の業務執行およびコンプライアンスの状況等について監査し、必要に応じて当社グループの代表取締役社長および監査役に報告します。
- d) 当社グループにコンプライアンス上の問題が発見された場合には、速やかにコンプライアンス委員会に報告される体制とし、同委員会はそれ等の内容に応じ、当社の代表取締役・経営会議・取締役会・執行役員会・監査役会等へ報告するとともに、所定の手続きを経て再発防止策を実施します。
- e) コンプライアンス委員会と人事部門は連携して、当社グループの取締役および従業員に対するコンプライアンスに係わる研修・教育を行うとともに、法令上疑義ある行為等について当社グループの従業員が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を設置・運営します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について、

当社は、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理につき、管理部門を管掌する取締役を統括責任者に任命し、文書管理規定および情報保護管理規則にて職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存・管理します。

取締役および監査役は、文書管理規定により常時これ等の文書等を閲覧できるものとします。

また、当社グループ会社は、当社の文書管理規定、情報保護管理規則を準用し、当社と同水準の情報管理水準を自社で維持するものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について、

当社グループの多岐にわたる事業上のリスクを組織的かつ体系的に管理するため、当社グループのリスクマネジメント規定を制定し、リスクマネジメント委員会によりグループ横断的な管理体制とし、事業損失の極小化をはかっております。

この管理体制の下での、具体的なリスクの管理とそれへの対応は、次の通りであります。

- a) コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、グループ横断的なリスク状況の監視および対応は、コンプライアンス委員会が行うものとします。
- b) コンプライアンス委員会と内部監査室は、財務部門等との連携により当社グループのリスク管理状況を把握し、必要に応じリスクマネジメント委員会等へ報告するとともに、所定の手続きを経てリスク管理体制の改善策および発生したリスクへの対応策等を実施します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について、

当社グループは、以下の経営管理システムを用いて、各社が定めた職務権限・意思決定ルールの下で、取締役の職務の執行の効率化をはかっております。

- a) 当社の経営会議による代表取締役社長の業務執行に係る重要な意思決定の補佐
  - b) 取締役会による中長期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定、ITを活用した月次・四半期業績管理の実施
  - c) 取締役会および当社の執行役員会による月次業績等のレビューと改善策の実施
- 尚、当社グループ会社においては、「関係会社管理・運営規定」を定め、取締役の職務の執行の効率化をはかっております。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保する為の体制について、

当社グループ会社の経営状態の把握と指導および育成を推進し、当社グループの経営効率化をはかるため「関係会社管理・運営規定」を定め、当社グループ会社の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、コンプライアンス委員会は財務部門、人事部門等と連携してこれらを横断的に推進し、管理しております。

6. 監査役を補助すべき使用人に関する事項等について、

当社の監査役会は、管理部門を管掌する取締役に求めて直接管理部門所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役会より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとしております。

尚、当該従業員の考課、異動等を行う際には、監査役会の事前同意を得るものとしております。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制について、

- a) 当社グループの取締役または従業員が監査役あるいは監査役会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備する。報告の方法については、当社の管理部門を管掌する取締役と監査役会との協議により決定します。
- b) 監査役あるいは監査役会へ報告を行なった当社グループの取締役または従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および従業員に周知徹底します。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制について、
- a) 代表取締役以下の各取締役は、監査役の重要な会議への出席、監査役への報告等監査業務の遂行が円滑に行われるための環境を整備するとともに、代表取締役社長は監査役会との定期的な会合を持って、監査上の重要課題等について意見交換をします。
  - b) 監査役は、内部監査部門と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとします。
  - c) 監査役がその職務執行について、当社に対し必要な費用の前払い等の請求をした時は、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用を速やかに処理するものとします。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制について、  
当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、経営者の定めた「財務報告に係る内部統制を実施するための基本方針」に基づいて内部統制システムを整備・運用し、内部統制委員会を設置して、有効な内部統制の維持と改善および適正な評価を行って行くものとします。

< 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 >

1. コンプライアンスに対する取り組みの状況

- a) 当社グループの役員および社員に対し、「コンプライアンス・カード」や「Mission Statement Card」を配布し、携帯させることにより、日頃からコンプライアンスの基本事項や社是を再確認する機会をつくり、その周知徹底をはかっております。更に年2回のコンプライアンス・デーによる意識付けと、階層別コンプライアンス研修等の施策により、全社的なコンプライアンス意識の向上をはかっております。また、コンプライアンス部門は、当社グループ各部門内のコンプライアンス状況のヒアリングを行い、その内容を踏まえ、必要な対応を行っております。
- b) 当社内外を窓口とする内部通報制度を設けており、「内部通報制度に関する規定」に基づきコンプライアンスに関する相談・通報を受け付けることにより、コンプライアンス問題の予防、早期発見およびその解決をはかっております。

2. 損失の危険の管理に対する取り組みの状況

- a) 管理総括役員を委員長とするリスクマネジメント委員会において、当社グループの多岐にわたる事業上のリスクを横断的に管理しております。2020年度において、リスクマネジメント委員会を1回実施し、「コンプライアンス」「取引」「重要リスク」等の諸問題に対して確認、対応を行っております。
  - b) コンプライアンス部門、内部監査室は経理部等と連携の上、当社グループのリスク状況の把握・監視等を行うこととしており、部門別を実施する業務点検においてリスク責任者・管理者に対し、部門内のリスク状況をヒアリングし、部門内で改善できるところは改善を指示し、その後のフォローを実施しております。
- また、全社的なリスクについては、リスクマネジメント委員会に報告し、適切な対応を行っております。

3. 取締役の職務執行の効率性の確保に対する取り組みの状況

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成され、原則として毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、各議案に関する審議・業務執行の状況等の監督を実施しており、2020年度において取締役会を計13回開催致しました。また、当社では取締役会の意思決定の充実および迅速化ならびに業務執行・監督機能強化をはかるため、執行役員制度を導入しており、2020年度において、執行役員会を計14回開催致しました。

4. 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取り組みの状況

グループ会社の経営管理を含む管理については、「関係会社管理・運営規定」に基づき、所定の事前承認・報告事項について、子会社から事前に申請または報告を受けております。

5. 監査役監査の実効性の確保に対する取り組みの状況

- a) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項  
専従の監査役を補佐する使用人は任命しておりませんが、必要に応じて直接管理部門等の使用人に指示し、適宜説明を受け、また資料の提供を受けております。
- b) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項  
内部監査の実施状況や内部通報状況については適宜速やかに監査役に報告を受けております。
- c) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
取締役会に加え、執行役員会、内部統制委員会、リスクマネジメント委員会、その他営業部門や管理部門の重要会議への出席の機会が確保されており、各監査役は必要に応じて出席し情報収集や意見表明をしております。  
代表取締役社長との定期的な意見交換を行うほか、会計監査人の監査の報告を四半期ごとにうけるほかに意見交換会等を、また社外取締役と定期的な意見交換会を実施し活発に意見を交換しております。その他管理部門、内部監査室、コンプライアンス部門と定期連絡会を開催しました。子会社の各監査役からは監査結果の報告のほか、監査役と子会社監査役で構成する監査結果報告会を開催し情報を共有しました。2020年度において、年間の監査計画に基づき監査を実施するにあたって予算が不足する事態は生じませんでした。

6. 財務報告に係る内部統制に対する取り組み状況

財務報告の信頼性を確保するため、内部統制委員会は、内部統制システムの整備、運用および評価に関する計画に基づき財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施しており、2020年度において内部統制委員会を計3回開催致しました。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

< 業務の適正を確保する為の体制 >

当社グループは、企業倫理規定により、反社会的な勢力に対し毅然とした態度で対応し、経済的利益等は供与しない旨を明確にし、対応部署の設定と外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集と管理等に係る体制を整備して、こうした勢力との関係を遮断し、被害を防止するものとしております。

< 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 >

当社グループでは、「グループ企業倫理規定」を定めており、この規定に沿った業務の運用を徹底しており、部門別を実施する業務点検において、その運用状況の確認をしております。

また、人事総務部が対応部署として、外部専門機関との連携や情報交換を随時実施しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

[コーポレートガバナンス体制の模式図] 及び [適時開示体制の概要の模式図]

当社は監査役制度を採用しており、監査役会・取締役会に加えて、代表取締役の業務遂行の諮問機関として常勤の取締役からなる「経営会議」を設けており、その下に経営戦略本部を設置し、業務執行に係るフォローとチェックを行っております。一方「内部統制委員会」、「リスクマネジメント委員会」を設置し、金融商品取引法に基づく内部統制システムの面及びコンプライアンス、事業リスク等の面から、それぞれ代表取締役の業務執行をサポートする体制としております。

また、国内の当社の子会社についても同様に監査役制度を採用しており、必要に応じて親会社からの経営支援や監督を行っております。

こうした経営監督・サポート体制のもと、当社グループの経営に関する重要事項は、当社の経営会議で協議し取締役会にて審議・承認・決議することとしております。この情報は経営会議及び取締役会出席メンバー内にとどめられ、各人の厳格な管理のもとに置かれております。

上記のような経営体制のもと、いわゆる決定事実や決算情報という情報は、その情報担当部門と関与する部門(経営・営業企画室・コンプライアンス委員会・経理部・人事総務部・子会社社長及び関連部門)が必要に応じて参集し、適用される会計原則、法律及び規則を遵守しているか相互にチェックした上で情報を取りまとめ、経営会議及び代表取締役社長に報告されます。以上の手続を経て代表取締役社長は取締役会を招集付議し、取締役会で承認・決議した内容を情報取扱責任者である管理部門を管掌する取締役の指示に基づき、経理部が決定事実・決算情報として証券取引所での開示データ及び記者発表資料として開示いたします。

なお監査役は上記の手続及び内容につき開示以前での厳正なるチェックを行っております。

また、いわゆる発生事実については、当社各部門や子会社に発生した事実を該部門が速やかにコンプライアンス委員会や経理部に連絡し、その該部門やその情報に関与する部門(経営・営業企画室・コンプライアンス委員会・経理部・人事総務部・子会社社長及び関連部門)が必要に応じて参集し、監査法人・顧問弁護士の見解、アドバイスを受けながら代表取締役社長に報告を致します。

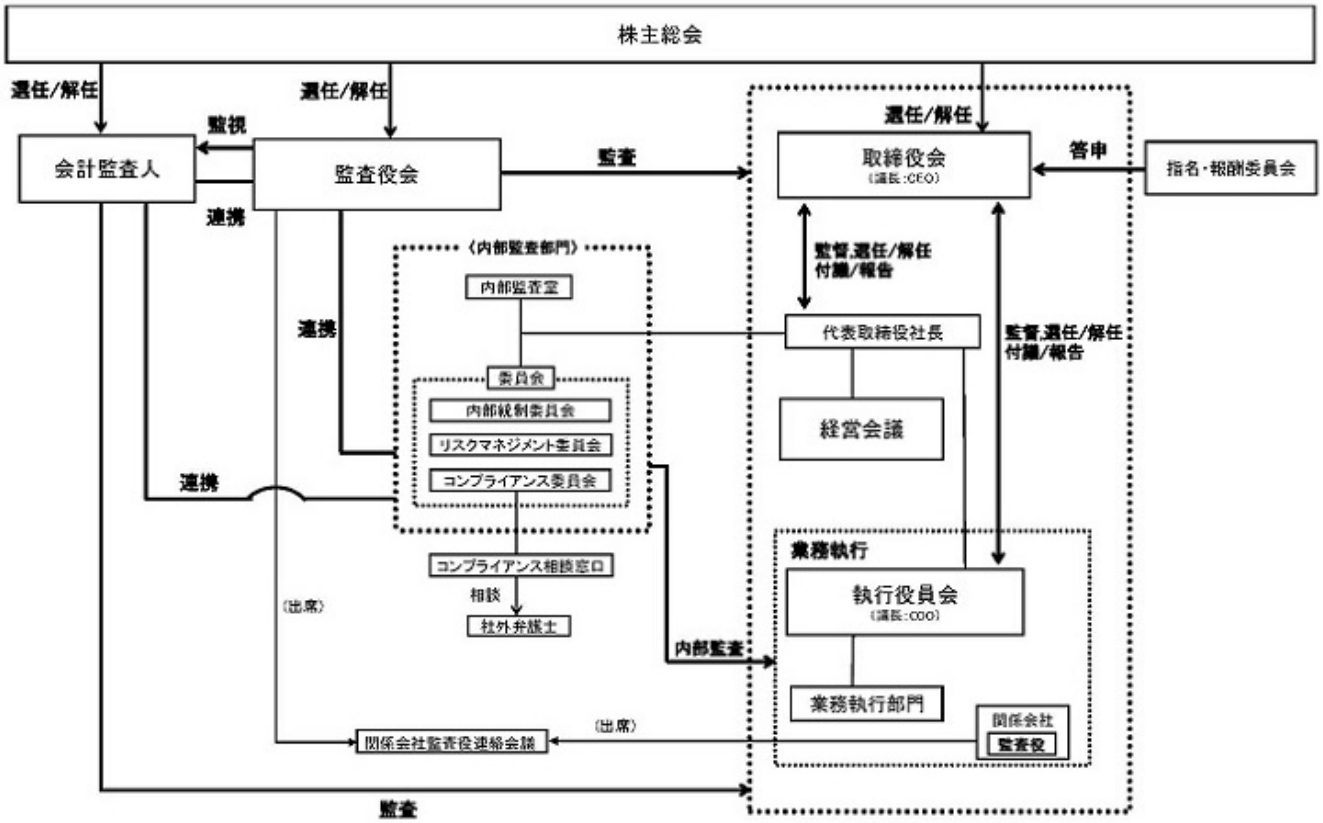
その上で適時開示規則に従い当該情報の開示が必要か否かの検討を行い、代表取締役社長の情報取扱責任者への開示指示を受け、情報取扱責任者である管理部門を管掌する取締役は、経理部に発生事実として開示指示をいたします。

経理部は、発生事実として証券取引所での開示データ及び記者発表資料として開示いたします。

こうした発生事実は決定事実や決算情報とは違い、一刻も早く広く投資家や利害関係者に開示する必要があるため、決定事実や決算情報を開示する手続を経ないこととしております。

以上のような情報開示にかかる重要情報の取扱いに関しては、当社グループ内の規定として「内部取引の規制及び内部情報の管理に関する規則」を定め、そのポリシーを全役職員に徹底しております。

【参考資料:ガバナンス体制図】





【適時開示体制の概要（模式図）】

